第三十六号様式（第四条の十六の三）（Ａ４）

建築基準法第７条の６第４項の規定による
適合しないと認める旨の通知書

第　　号
平成　年　月　日

指定確認検査機関　　様

特定行政庁　　印

貴職から報告を受けた下記による仮使用認定通知書に記載の建築物は、建築基準法第７条の６第１項第２号の国土交通大臣が定める基準に適合しないことを認めましたので、通知します。これにより下記による仮使用認定通知書はその効力を失います。

記

１．建築主、設置者又は築造主氏名
２．仮使用認定通知書番号　　第　　号
３．仮使用認定通知書交付年月日　　平成　年　月　日
４．敷地の地名地番又は設置する建築物若しくは工作物の所在地及び名称
５．仮使用し、又は使用させることができることとした建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
（理由）

別記第三十六号の一様式中「（第四条の二十五関係）」を「（第四条の二十三関係）」に改める。

別記第三十六号の二の一様式中「（第四条の三十七関係）」を「（第四条の二十六関係）」に改める。

別記第三十六号の二の二様式中「（第四条の三十九関係）」を「（第四条の二十八関係）」に改める。

別記第三十六号の二の四様式注意３の㈠中「第68条の26第１項」を「第68条の25第１項」に改める。

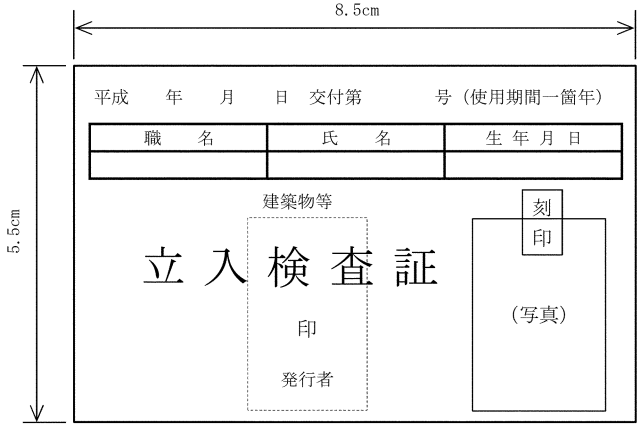
別記第三十七号様式中「判定結果通知書」を「適合判定通知書」に改める。

別記第三十八号様式表面中「、建築工事場」を削り、同様式裏面中「、建築工事場」を改め、「第12条第６項」を「第12条第７項」に、「第６条の２第11項」を「第６条の２第６項」に、「又は建築工事場」を「、建築材料等を製造した者の工場、営業所、事務所、倉庫その他の事業場、建築工事場又は建築物に関する調査をした者の営業所、事務所その他の事業場」に改め、「建築材料」の下に「、建築材料等の製造に関係がある物件」を「物件」の下に「若しくは建築物に関する調査に関係がある物件」を、「設計者」の下に「、建築材料等を製造した者」を加え、「若しくは工事施工者」を「、工事施工者若しくは建築物に関する調査をした者」に、「前条第６項」を「第12条第７項」に改める。

別記第三十九号様式裏面中「、建築工事場」を削り、「第12条第６項」を「第12条第７項」に、「第６条の２第11項」を「第６条の２第６項」に、「又は建築工事場」を「、建築材料等を製造した者の工場、営業所、事務所、倉庫その他の事業場、建築工事場又は建築物に関する調査をした者の営業所、事務所その他の事業場」に改め、「建築材料」の下に「、建築材料等の製造に関係がある物件」を、「物件」の下に「若しくは建築物に関する調査に関係がある物件」を、「設計者」の下に「、建築材料等を製造した者」を加え、「若しくは工事施工者」を「、工事施工者若しくは建築物に関する調査をした者」に、「前条第６項」を「第12条第７項」に改め、同様式の次の次の一様式を加える。

第三十九号の二様式（第七条関係）

（表面）



（裏面）

この証票を携帯する者は、建築基準法により建築物等に立入検査をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりであります。

建築基準法抜粋

第15条の２　国土交通大臣は、第１条の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施工者、建築物に関する調査をした者若しくは第68条の10第１項の型式適合認定、第68条の25第１項の構造方法等の認定若しくは第68条の26の特殊構造方法等認定（以下この項において「型式適合認定等」という。）を受けた者に対し、建築物の敷地、構造、建築設備若しくは用途、建築材料等の受取若しくは引渡しの状況、建築物に関する工事の計画若しくは施工の状況若しくは建築物に関する調査の状況に関する報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、建築物、建築物の敷地、建築材料等を製造した者の工場、営業所、事務所、倉庫その他の事業場、建築工事場、建築物に関する調査をした者の営業所、事務所その他の事業場若しくは型式適合認定等を受けた者の事務所その他の事業場に立ち入り、建築物、建築物の敷地、建築設備、建築材料、建築材料等の製造に関係がある物件、設計図書その他建築物に関する工事に関係がある物件、建築物に関する調査に関係がある物件若しくは型式適合認定等に関係がある物件を検査させ、若しくは試験させ、若しくは建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者、建築主、設計者、建築材料等を製造した者、工事監理者、工事施工者、建築物に関する調査をした者若しくは型式適合認定等を受けた者に対し必要な事項について質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。